

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第45号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第46号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 認定第1号 令和元年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 4 認定第2号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第3号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第4号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第5号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第6号 令和元年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第7号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第8号 令和元年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- 11 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命について
- 12 陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 13 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 14 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 15 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 16 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 17 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 18 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	白鳥金次君	4番	湯本晴彦君
3番	山本岩雄君	5番	高山祐一君

6番	望月貞明君	10番	西宗亮君
7番	徳竹栄子君	11番	小林克彦君
8番	高田佳久君	12番	布施谷裕泉君
9番	渡辺正男君	13番	山本光俊君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	藤澤光男	議事係長	田村英則
--------	------	------	------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小松健一君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	山本和幸君	消防課長	町田昭彦君
代表監査委員	児玉信治君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(山本光俊君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(山本光俊君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、9月23日の議会運営委員会に町側から1件、議会側から8件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

1 議案第45号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

2 議案第46号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長(山本光俊君) 議事に入ります。

日程第1 議案第45号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2 議案第46号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高山社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高山祐一君登壇)

社会文教常任委員長(高山祐一君) 5番 高山祐一。

それでは、審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和2年9月25日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

社会文教常任委員長 高 山 祐 一

1. 委員会開催月日 令和2年9月16日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

議案第45号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 令和2年9月10日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77

条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第45号、議案第46号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号について、若干審査の経過を報告します。

この条例の改正は、上位法の改正に伴うもので、町手数料徴収条例の一部を改正するものです。マイナンバーカードの通知カードの再交付手数料1件につき500円の文言を削除する改正です。通知カードの廃止は、令和元年5月に公布されたデジタル手続法によって決定されています。デジタル法において通知カードの廃止の日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日とされており、令和2年5月25日と定められました。通知カードの廃止によって、5月25日以降は個人番号の通知は通知カードに代わって個人番号通知書によって行われることとなります。

この改正の大きな目的の一つは、マイナンバーカードの普及であります。6月議会において改正条例も視野に入っていましたが、近隣市町村、中野市、飯山市、野沢温泉村、木島平村の動向を聞き取ったところ、いずれも9月議会に提出するとのことで、足並みをそろえたということでもあります。

審査の過程で、マイナンバーカードの個人情報保護に関して若干の不安があるとの意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で可決するものと決定しました。

議案第46号について報告します。

この改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、保育料無償化により基準の一部改正に伴う条例改正です。

改正の主な項目は4点です。

1つは、定義の変更で定義を簡略化することになりました。

2つは、子育てのための施設等利用給付が創設され、支給認定子どもや支給認定保護者など、同じ用語が出てきてしまったことにより、用語の変更をすることとなりました。

3つは、食事の提供に関してです。今までは3歳未満児と3歳以上児の主食に限るだったものが、副食費も保護者から受け取ることができるということになりました。

4つ、関連施設に関する経過措置ですが、5年から10年に変更になったことでもあります。

審査の中で、須賀川にあるおやまのおうちは無償化の対象になるのかとの質問がありましたが、無償化の対象であるということです。

上位法の改正ということで、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

皆さんのご賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第45号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第45号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(山本光俊君) 起立10人で多数です。

したがって、議案第45号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第46号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第46号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 3 認定第1号 令和元年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 4 認定第2号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 5 認定第3号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について
 - 6 認定第4号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第5号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第6号 令和元年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

9 認定第7号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

10 認定第8号 令和元年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（山本光俊君） 日程第3 認定第1号から日程第10 認定第8号までの8件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） ただいまの8件につきましては、去る9月10日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 布施谷裕泉君登壇）

予算決算審査委員長（布施谷裕泉君） 12番 布施谷裕泉です。

それでは、令和元年度決算認定8件の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を9月11日及び14日から17日までの計5日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会での審査を行いました。

審査では、30年度決算及び令和元年度予算審査でつけました部会意見についての現況報告をいただき、審査に入りました。

なお、これまで審査に併せ実施していた現地調査については、感染症におけるリスク回避の観点から今審査では中止することとしました。

審査の概要ですが、9月15日に予算決算審査委員会全体会議で委員会採決を行いました。

採決結果につきましては、認定8件のうち、第1号、3号、5号は賛成多数で、ほか5件については全会一致で可決すべきものとなりました。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

なお、報告書の1. 審査月日から5. 経過につきましては、報告を省略させていただきますが、提出の報告書に基づきまして会議録への記載をお願いいたします。

朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和2年9月29日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 布施谷裕泉

1. 審査月日 9月11日・14日・15日・16日・17日

2. 審査場所 役場 委員会室

3. 審査議案

- (1) 認定第1号 令和元年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - (2) 認定第2号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (3) 認定第3号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - (4) 認定第4号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (5) 認定第5号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (6) 認定第6号 令和元年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (7) 認定第7号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (8) 認定第8号 令和元年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- （以上8件 令和2年9月10日付託）

4. 審査要領

審査に当たっては、委員会を2部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、部会会議、正副委員長部会長会議、さらに全体会議をもって結論とした。

5. 経 過

部会の審査区分

第1部会（部会長 望月貞明）

- (1) 一般会計決算のうち消防課、総務課、農林課、観光商工課、建設水道課、税務課、会計室、議会所管に係る費目
- (2) 有線放送電話事業特別会計決算
- (3) 公共下水道事業特別会計決算
- (4) 農業集落排水事業特別会計決算
- (5) 水道事業会計決算
- (6) (1)～(5)に属する財産に関する事

第2部会（部会長 高山祐一）

- (1) 一般会計決算のうち健康福祉課、教育委員会所管に係る費目
- (2) 国民健康保険特別会計決算
- (3) 後期高齢者医療保険特別会計決算
- (4) 介護保険特別会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関する事

6. 審査区分

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定。

7. 決算審査意見

【総括意見】

昨年10月に実施された消費税の引上げで、買い控えなど経済に影響が出始めた時期に広がりを見せ始めた新型コロナウイルス感染症は、現在に至るも収束の見通しは立たず、経済・教育・福祉などあらゆる面に深刻な影響を与え続けている。観光立町である当町においても、事業の存続そのものが危機的状況にあり、早急な対応が求められている。

令和元年度一般会計決算規模は、歳入73億2,924万円（対前年度比1.8%増）、歳出70億578万円（2.0%増）で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額（実質収支）は2億8,645万円の黒字となった。しかし、前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）はマイナス3,617万円となり、前年度に引き続いての赤字となった。

また、財政の健全化判断比率では、一般会計と有線放送電話事業特別会計を対象にした実質赤字比率、全会計を対象にした連結赤字比率はともに実質黒字となった。実質公債費比率についても前年度を下回り、改善されているが、将来負担比率は1.8%前年度を上回り、負債にかかる将来的な負担が増した。

歳入として、国庫支出金では、小学校の冷房機器設置工事や旧北小学校解体工事、プレミアム付商品券事業の国庫補助金など、また県支出金では、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助などととも増加している。

寄附金では、ふるさと寄附金事業が検索サイトの増設などにより寄附件数・額ともに伸びている。関係人口増にもつながることで、さらなる伸びを期待する。

また、自主財源である町税では、厳しい納税環境の中、固定資産税・法人町民税・入湯税などは減少したものの、個人町民税などが増加し、町税合計では231万円（0.1%）減と僅かな減少にとどまった。その要因として、収納率の向上（現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率は5.9%増）がある。きめ細かな納税相談に努めた結果としており、評価し、さらなる努力に期待したい。

歳出として、教育分野では、小学校冷暖房機器設置工事や保育園の各種工事など、また大型事業となる中学校長寿命化工事（2年目）を実施した。今後も公共施設の改修が予想されるため、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な推進を図り、財政負担の軽減・平準化に努められたい。

産業分野では、観光において新規事業で期待していたONSEN・ガストロノミーウォーキングが台風19号の影響で中止となったほか、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態発生は観光振興面で大きな痛手となった。事業継続には最善を尽くしながら、産業再構築に向けて新たな道筋を示すことが求められる。

また、後継者問題が大きな課題となっている農業において、新規就農者17人、「農業次世代

人材投資事業」の対象者に6人、それぞれ結果が出ていることは評価したい。ブランド農業推進では、ブランド農業推進室を中心に消費宣伝や品評会の開催など幅広い事業が継続的施策として展開されたことで市場評価は高まった。しかし一方で、環境と健康に配慮した、いわゆる環境に優しい農業の推進については形だけになっている状況もある。長期の視点に立った持続可能な農業推進にも力点を置くべきと考える。

保健・医療・福祉分野では、福祉乗物補助券給付事業の対象に新たに運転免許返納者も加えた。高齢者による自動車事故が増えてきている状況を踏まえた対応と評価したい。

都市基盤・生活環境分野では、防災無線デジタル化に伴い、防災・火災・警察の各情報配信のため新たに情報配信システムを運用し、戸別受信機の配置や防災情報メール（SUGUメール）の活用を進めたことは多発する災害や生活する上で必要な情報を得るための施策であり、評価したい。今後はメール登録件数の増に向け、さらなる情報手段の拡大に努められたい。

まとめ

想定外の災害が常態化している中、コロナ禍をどう乗り切るか、コロナ後を見据えどうかじを切るかは、待ったなしの課題となっており、行政には長期的視点に立った方向づけが求められている。折しも今年は今後10年間の方向を決める第6次総合計画の策定年度であり、現在作業が進められている。持続可能なまちづくりに向け、まさに今、危機を転機とする取組が求められる。

【部会意見】

〔共通〕

- 新型コロナウイルス感染症対策は、住民や観光客等の安心・安全に配慮し、経済施策・生活支援に万全を期すこと。
- 子育て支援については、教育委員会と健康福祉課とが一体的に取り組むこと。
- （仮称）すがかわふれあいセンターの建設には万全を期すこと。

〔第1部会〕

1. 一般会計

(1) 総務費

- 地域公共交通を維持するため、利用促進を図るとともに、地域公共交通網形成計画の策定を進めること。
- 危機管理室の役割・業務を明確にすること。

(2) 農林水産業費

- 有害鳥獣被害の減少に向け、効果的な対策を講じること。
- 農産物の地域ブランドを確立するため、戦略的に取り組むこと。

(3) 商工費

- 新生活様式に沿ったイベント運営に努めること。
- 地域産業振興を含めユネスコエコパーク活用事業を推進すること。

(4) 土木費

○空き家の再調査を早急に終了させ、危険廃屋解消に向け対策を講じること。

○GPSを活用した除雪体制を確立すること。

(5) 消防費

○自主防災活動用品の購入補助の拡充を図ること。

2. 特別会計等

(1) 有線放送電話事業特別会計

○施設撤去事業には万全を期すこと。

(2) 公共下水道事業特別会計

意見なし

(3) 農業集落排水事業特別会計

意見なし

(4) 水道事業会計

○使用量の減少に注視し、事業運営の安定化に努めること。

[第2部会]

1. 一般会計

(1) 民生費

○信州型自然保育の取組に向けては、保護者と理念を共有し、さらに進めること。

(2) 衛生費

意見なし

(3) 教育費

○子供たちのスポーツ環境の在り方については、スピード感を持って検討を進めること。

2. 特別会計等

(1) 国民健康保険特別会計

○保険者努力支援制度については、評価が上がるようさらに努力すること。

○基金を活用し、被保険者の負担軽減に努めること。

(直営診療施設勘定)

意見なし

(2) 後期高齢者医療保険特別会計

意見なし

(3) 介護保険特別会計

意見なし

以上でございます。

議長(山本光俊君) ただいま予算決算審査委員長の報告で、1の審査月日から5の経過まで省略しましたが、会議録への登載は、報告書を調査し、要望のとおり登載することとします。

これより予算決算審査委員長から報告のありました8件に対して、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

認定第1号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

認定第1号 令和元年度一般会計決算認定に対し、反対の立場から討論します。

平成31年度予算としてスタートしましたが、5月に令和と改元され、令和元年度予算となりました。10月には消費税が8%から10%に増税された年でもあり、そのことが色濃く反映された予算となりました。

私たちは元々消費税増税には反対でした。政府が増税のためにデータ改ざんや統計偽装などで景気をよく見せようとしていた事実も次々と明らかになりました。増税への反発を恐れ、軽減税率やポイント還元、プレミアム付商品券などで負担の緩和を図るとしましたが、当町でもプレミアム付商品券販売を1億3,000万円見込んで、実際は1,359万円に終わるといった惨たんたる状況でした。また、イトインで食べるのと持ち帰りするのでは税率が違う、小規模店舗とコンビニ、大型店舗では税率が違う、キャッシュレス決済でないとポイント還元が受けられない、しかも期間限定の軽減といったように中身はめちゃくちゃ、消費税増税分で行うとされた教育無償化の子育て支援策も低所得者よりも高額所得者への還元が多いという不公平で矛盾だらけのものでした。政府はリーマンショッククラスのことでも起きない限り、予定どおり増税すると言って強行しましたが、その途端、当町でも台風19号災害、記録的な寡雪、新型コロナウイルス感染拡大と、リーマンショックをはるかに上回る未曾有の経済危機に直面することとなりました。今まで経験したことのないような厳しい情勢の中でも町民の暮らし、なりわいを守っていくことが行政の使命です。元年度一般会計はそれに応えたものであったのか検証してみたいと思います。

保育園、各小学校への冷房機器設置工事や中学校長寿命化工事は、将来の町をしょって立つ子供たちの保育、教育環境改善に資するものであり、思い切った投資は評価できます。また、10月からの保育無償化で給食費も含め、年少、年中児も保育料を無料としたことは英断だったと思います。

当初予算の反対討論の中で指摘しましたが、ふるさと納税の歳入は前年度対比倍増の3億円を見込み、これを原資としたふるさと基金の活用事業は約1億5,000万円に上りました。枯渇したふるさと水と土基金の代替財源ともなっています。ふるさと基金を持続可能な安定財源として扱うことは若干不安が残りますと当初予算反対討論の中で申し上げましたが、やはり年度

途中で5,000万円減額補正が行われました。

4月1日から有線放送終了で新たな地域防災システムがスタートしましたが、戸別受信機の契約台数、SUGUメールの登録者数はまだ十分とは言えず、防災情報網の一層の整備、充実が求められます。

私は国民健康保険特別会計の被保険者負担軽減、財政支援のための法定外繰入で高過ぎる保険税に苦しむ皆さんに手を差し伸べるべきであると繰り返し訴えてきましたが、元年度も県の方針を盾に実施されなかったことは残念です。

新社会体育館の在り方については依然として方向性が示されないままであり、失望を禁じ得ません。

定住支援策、地域の建設関連業者の仕事おこしに貢献した住宅リフォーム助成制度については、繰り返し復活を求めてまいりましたが、予算計上されませんでした。消費税増税の年だからこそ復活させてほしかったと思います。

以上、元年度一般会計の評価できる点、問題点について指摘をさせていただきましたが、町が標榜する将来像、人と自然を育み、次世代へつなげる温もりのあるまちの実現、これに向けては全体としてまだまだ不十分なものと判断いたします。

よって、本決算認定には反対をさせていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

4番 湯本晴彦君、登壇。

（4番 湯本晴彦君登壇）

4番（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦です。

今回、令和元年度一般会計決算審査において賛成の立場で討論させていただきます。

令和元年度決算は、決算額でも歳入73億円、歳出が70億円と、ここ十数年で最高の額となりました。歳出で比べますと、7年前の平成24年度の歳出が58億円、令和元年度が70億円と、約12億円もの差があり、これだけ大きく事業をしてきたと言えます。

中でも小学校冷房機器設置工事や、旧北小学校解体工事、中学校長寿命化など大型の設備投資をしてきており、この厳しいご時世の中、大変積極的な執行を決断してきていると評価したいと思います。特に、小学校や保育園の冷房の設置など、他の自治体よりも先んじて手を打ってきたり、国の保育料の無償化のほかに副食費の無料化を町独自で始めた姿勢を認めたいと思います。

この財源を支えたのは、国・県の補助金のほか、過疎債などによる地方交付税の増額、そしてふるさと納税による繰入金が大変大きかったと分析しております。また、昨年の不納欠損も要因としてありますが、町税の収納率が久方ぶりの80%を超える数字となったことも含め、こういった町の努力が大型の歳出にもかかわらず実質収支を黒字にできたことにつながったと考えております。

基金の取崩しもあり、将来負担比率が若干上がりましたが、実質公債費比率を下げることはできました。また、経常収支比率も前年度より改善することができました。厳しい環境下でもありながら積極的な投資をしつつも財政面で改善を遂げたと言える決算だったと思います。

ただ、昨年は台風10号、19号による農業への被害、また観光業への被害と新型コロナウイルス感染症による観光業、商工業への多大なる被害がございました。さらに今後の観光、商工業の再興のための支出負担を考えると、これからの不安は拭えません。繰越金を3億近く何とか残せた元年度決算ではありますが、今後も引き続き財源確保への努力を期待して私の賛成討論とさせていただきます。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（山本光俊君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） これで討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第1号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第1号 令和元年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第2号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第2号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、認定第2号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

認定第3号 令和元年度国民健康保険特別会計決算認定に対し、反対の立場から討論いたし

ます。

令和元年度の国民健康保険特別会計は、保険税の資産割減額の諮問を審議した国保運営協議会において異例の据置きという答申が出され、これを尊重する形でのスタートとなりました。医療費は年々増えていく、31年度は保険税を据え置いても基金は4,500万円以上の取崩しが必要との担当の説明に対する運営協議会委員さんたちの不安が反映されての据置き答申だったというふうに思います。ちなみに、運営協議会では全会一致の据置きでありました。当初予算の審議で私、反対討論、行いました。その中で、1人当たり保険給付費は14.8%も伸びることになっていて、疑問が残る。運営協議会の答申に従ったとはいえ高過ぎる保険税率を据え置いたこと、一般会計からの財政支援の繰入れが行われなかったことは認めるわけにはいかないと申し上げました。その結果はどうだったでしょうか。

保険給付費総額では、11億1,028万円で対前年度4,445万円、3.85%の減、1人当たりでも99.66%と増えるどころか減少となっています。基金繰入れは当初4,538万円としていましたが、641万円となり、基金残高は2億5,893万円、1人当たりでは7万227円にも上りました。元年度保険税収入済額3億9,785万円の実に3分の2、65%にも匹敵する額であります。やはり保険税据置きは間違いだったと断じざるを得ません。県一本化になった現在、保険給付費の増減は県からの交付金で賄われるため、会計への大きな影響はなくなりました。基金を多額に抱えておきたい理由として、何かあったときのためなどという言い訳は成り立ちません。もうこれ以上異常な基金残高を放置し、新型コロナウイルス禍に苦しむ被保険者に高過ぎる保険税負担を押しつけ続けることは許されません。来年度の保険税算定に当たっては思い切った減税を求めたいと思います。1人1万円の減税でも7年間実施できるだけの財源はあります。これまで再三にわたり指摘してまいりました一般会計からの財政支援、平等割の見直し検討とも併せ、被保険者の負担軽減に真剣に取り組まれることを強く要望し、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

認定第3号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第3号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第3号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定すること

に決定しました。

認定第4号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第4号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、認定第4号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

認定第5号 令和元年度介護保険特別会計決算認定に対し、反対の立場から討論を行います。

令和元年度は、第7期介護保険事業計画の2年目でした。当初予算では、歳出の保険給付費16億3,720万円を見込みましたが、15億8,174万円と3.4%の減、対前年度比では3.7%増にとどまりました。地域支援事業費では1億588万円の見込みに対し、8,685万円と18%の減、対前年度比では11.1%の減となりました。一方、歳入では当初予算で見込んだ介護サービス料に対する財源不足を補うために基金からの繰入れを5,083万円予定していましたが、結果はゼロとなりました。これにより基金残高は2億1,922万円、第1号被保険者1人当たり4万4,684円となりました。次年度への繰越しも4,281万円(前年度に対して571万円増)と繰越し額は多額であり、金余り状況は改善しませんでした。

また、決算の在り方として歳出全体の不用額が4,704万円と多額なものになります。来年度の第8期介護保険事業計画策定に向けては的確に介護サービス料を見込むとともに、基金活用で被保険者の保険料負担大幅軽減に真摯に取り組まれますよう強く要望し、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長(山本光俊君) 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論を終わります。

認定第5号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第5号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(山本光俊君) 起立10人で多数です。

したがって、認定第5号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第6号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、認定第6号 令和元年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第7号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第7号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、認定第7号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第8号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第8号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、認定第8号 令和元年度山ノ内町水道事業会計決算の認定については、予算決

算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

1 1 同意第 2 号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長（山本光俊君） 日程第11 同意第 2 号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第 2 号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い山ノ内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任命同意を求めようとする氏名等は次のとおりでございます。

住所、山ノ内町大字平穏4537番地 7。

氏名、黒岩博之。

生年月日、昭和45年 8 月 18 日。

任期は、令和 2 年 10 月 21 日から令和 6 年 10 月 20 日までの 4 年間であります。

提案理由につきましては、任期満了により引き続き再任をするものでございます。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 同意第 2 号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第 2 号を採決します。

同意第 2 号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、同意第 2 号 山ノ内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

1 2 陳情第 4 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情書

議長（山本光俊君） 日程第12 陳情第 4 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を上程し、議題とします。

本陳情につきましては、第3回定例会において総務産業常任委員会の閉会中の継続審査となっておりますので、総務産業常任委員長から審査の報告を求めることとします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、陳情審査報告書を申し上げます。

令和2年9月25日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議長規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第4号

2. 受理年月日 令和2年5月12日

3. 件名

(陳情第4号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情者 中野市西条1008

中高地区労働組合連合会 議長 村松卓広

4. 付託年月日 令和2年6月2日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定

それでは、審査の経過について若干説明させていただきます。

6月議会の審査において、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状態の悪化が続いていることから、継続審査としてきましたが、今回の審査において1、コロナ禍の影響による景気低迷がまだ続き、先が見通せない。2、7月22日、厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会の小委員会が2020年度の最低賃金について全国平均の目安を示さず、2019年度の全国平均の901円に据え置く決定をした。3、陳情趣旨の全国一律1,500円は時期尚早などの意見が出ました。

採決しました結果、全会一致で不採択と決定しました。皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

議長(山本光俊君) これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決をします。

陳情第4号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

議長(山本光俊君) 起立1人で少数です。

したがって、陳情第4号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

13 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

議長(山本光俊君) 日程第13 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。提案者の説明を求めます。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和2年9月25日提出

総務産業常任委員長 望月貞明

令和2年9月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

意見書案の内容について朗読させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用

対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することがないように、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

以上。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

議長（山本光俊君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

14 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

議長(山本光俊君) 日程第14 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番 白鳥金次君、登壇。

(2番 白鳥金次君登壇)

2番(白鳥金次君) 2番 白鳥金次。

発議第1号について提案をさせていただきます。

発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和2年9月25日提出

提出者	山ノ内町議会議員	白鳥金次
賛成者	山ノ内町議会議員	湯本晴彦
〃	山ノ内町議会議員	布施谷裕泉
〃	山ノ内町議会議員	小林克彦
〃	山ノ内町議会議員	望月貞明
〃	山ノ内町議会議員	徳竹栄子
〃	山ノ内町議会議員	高山祐一
〃	山ノ内町議会議員	山本岩雄
〃	山ノ内町議会議員	高田佳久
〃	山ノ内町議会議員	西宗亮

令和2年9月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

意見書を朗読します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

わが国がかつて経験したことのないコロナ禍は、社会全体のシステムを見つめ直す機会となっている。そんな中、東京一極集中を是正し、地方に活力を呼び戻すための地方創生が改めて重要な政治課題となっている。その実現には住民の代表機関である地方議員の果たすべき役割と責任が大きくなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員の成り手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材の確保につながっていくものと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月 日

長野県山ノ内町議会議員 山本光俊

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

財務大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様

提案理由の補足を説明させていただきます。

本意見書につきましては、平成28年12月第4回山ノ内町議会定例会におきまして、発議第1号にて可決され、国会及び関係行政庁に提出されました。議員各位もご承知のとおり、平成23年、国会において制度廃止法案の委員会採決に際し、全会一致により地方議員年金制度廃止後、おおむね1年をめどとして地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う旨の附帯決議が可決されました。にもかかわらず10年を経過した現在、国において本格的な検討がなされていないことから、改めてここで意見書を提出するものです。

住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員に立候補する環境づくりを行っていかねばならないと思っております。その1つとして地方議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることと思っております。

皆様方のご賛同を強くお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本光俊君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(山本光俊君) 起立10人で多数です。

したがって、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

15 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

16 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

17 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

18 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(山本光俊君) 日程第15から日程第19までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申請書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長(山本光俊君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(山本光俊君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月4日から本日までの22日間の会期でありましたが、令和元年度各会計決算認定をはじめ、補正予算4件、条例の制定2件、人事案件1件など、多くの重要案件が慎重に審議されました。

とりわけ令和元年度一般会計をはじめ6特別会計、1事業会計の決算認定に当たっては、予算の適正な執行とその効果について慎重かつ真剣に審査・審議をいただき、厚く御礼を申し上げ

げます。

また、一般質問では8名の議員が登壇され、新型コロナウイルスの対応や産業振興、福祉、教育問題など町行政に対し、様々な観点から活発な論戦を展開いただきました。町長はじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁いただいたことを改めて感謝申し上げます。

なお、決算審査意見はもとより、一般質問や委員会でも出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう、強く要望したいと思います。

例年、これから秋の観光シーズンとともに農産物の収穫も最盛期を迎えますが、今年は新型コロナウイルスの影響により例年と様相を異にしており、観光、農業とも不透明な状況が続いております。菅新内閣が発足し、新型コロナウイルス対応が最優先課題としていますが、今後は最新の科学情報に基づいた正しい知識を基にウイルスに対して正しく恐れることで感染予防と経済を両立させていくことがより重要となってきます。先日の4連休には多くのお客様を迎えることができました。これからも安心してお客様にお越しいただけますよう、町や議会をはじめとして全ての関係する皆さんが一丸となって対応していくことが必要です。ぜひともご協力をお願いいたします。

これから日ごとに秋も深まってまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、引き続き町政発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶いたします。

本日の会議を閉議します。

議長（山本光俊君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和2年第5回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は9月4日から22日間の会期中で、令和元年度決算審査をはじめ2日間の一般質問では新型コロナウイルス感染症への取組や現状、町の将来ビジョンなどについて活発なご議論をいただき、また、提案しました案件につきましては全て原案どおりご承認いただきありがとうございました。

とりわけ令和元年度決算審査に当たりましては、予算決算審査委員会において慎重に審議をいただきましたことに改めて敬意と感謝を申し上げます。決算審査並びに一般質問においていただきました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政運営に十分反映してまいりたいと思っております。

9月6日より今年度のサバタケの発売を始めました。サバタケも今年で発売10周年を迎え、業者の都合もありますが、缶詰からレトルトパックにリニューアルとなりました。道の駅や銀

座NAGANOで販売しておりますが、数に限りがありますので、お求めはお早くお願いいたします。

また、同日、奥志賀高原で森の音楽会が開催されました。コロナの影響やご高齢であること、体調も考慮され、小澤征爾さんは参加されず、観客も例年400人のところを100名限定となりましたが、生の演奏に会場の皆さんもご満足されていました。また、小澤先生はリモートメッセージで会場の皆さんに語りかけていただきました。

9月7日にIOCのコーツ調整委員長は、コロナウイルスの流行が世界的に続いており、1年延期されている東京オリンピックについて、ウイルスがあろうがなかろうが、コロナウイルスを克服したオリンピックになると述べ、再延期や中止はないとの見方を示されました。また、9月9日には東京オリンピックはWHOのリスク管理と緩和措置に従い、安全な環境で開催されるようこの原則を守ると、IOCの公式見解が表明され、来年7月23日開幕と合わせて日本政府や東京都、組織委員会への協力姿勢が強調されました。

コロナ禍の中で他県への不要不急の往来は控えるよう、方針が県から示されており、職員一同、慎重な行動を取るとともに、私自身も今年2月以降6か月間、他県へ出張することもなく自粛していました。9月3日、移動知事室でそのことを阿部知事さんにお話しすると、知事さんから竹節町長が半年も自粛ですか、私は必要なことは必要と判断し、他県へも出かけていますし、出かけてくださいよとのことでした。9月7日の管理職会議において、職務として必要な他県への上出張については3密を避けるなど基本的な感染防止対策を講じつつ行うこととし、早速9月16日から17日、お客様受入れに関する新型コロナウイルス感染症拡大防止対応の山ノ内指針やチェックシート、北信保健福祉事務所有症状者相談窓口の設置、北信総合病院の24時間受入体制など、ご協力いただいていることによる誘客の安全性をPRした文書を持参し、都内の観光関係団体へトップセールスに出かけてまいりました。訪問先では、プリンスホテル小山社長、ANA総研本橋事務局長、ONSENガストロノミーツーリズム推進機構亀沢専務、観光経済新聞社積田社長、日本観光振興協会久保田理事長、また日本政府観光局(JNTO)清野理事長、環境省鳥居自然環境局長らと、時節柄6か月半ぶりに再会し、コロナ禍の状況と対応策、観光の現状と見通しなどを懇談しました。

また、国や中央の観光団体では、コロナの対策と経済対策のモデルケースとして、10月に沖縄で開催されるツーリズム・エキスポ・ジャパンへの参加要請、静から動へのかじ切りなど懇談し、当町へのご指導や協力体制を確認してまいりました。

また、9月23日、災害応援協定を結んでいる富岡熊谷市長、石井行田市長、そして渋沢栄一さんの生地であり、NHK大河ドラマが決定した小島深谷市長、友好提携都市であり、2月に新たに就任された石川玉村町長とそれぞれコロナ禍の現状や対応策の情報交換をし、観光、産業振興のPRをしてまいりました。熊谷市、玉村町では産業祭が中止になり、出店できないことから、ファンが多い当町のリンゴの注文対応など、依頼を受けてまいりました。この後JAとともに名古屋、大阪、奈良、神戸へリンゴやキノコのトップセールスについても調整中でご

ございます。

これからウィズコロナで業界の皆様、医療機関の皆様などの協力の下、従来の観光や農業の再生に向け、いつまでも自粛、自粛ではなく、従来どおり多くの方々にお越しいただけるように感染防止対策をしっかりと取りながら積極的に誘客や農産物のPRに努めてまいりたいと思っております。

9月11日、政府はコロナ対策の一つとして、7月22日より実施していた観光支援Go Toトラベルについて、感染拡大を恐れ、東京発着の旅行は除外していましたが、東京都の感染警戒レベルの引下げに合わせて10月1日より1,390万人の人口のある東京都も対象とし、また、キャンペーン第2弾として、旅行代金の35%割引に加え、旅行代金の15%を飲食店、お土産、観光施設などにも使えるクーポン券も発行され、さらなる経済効果を期待しております。首都圏から旅行者の多い当町の観光にとって大変プラスになりますが、指針に沿った受入れの徹底や当町のクーポン券の活用を業界の皆さんと図り、安全・安心な観光地づくりに努めてまいりたいと思います。

9月18日に日本トリアスロン連合の岩城会長が来庁され、志賀高原での合宿のお礼とともに志賀高原でのウインタートリアスロン大会の提案をいただき、同席いただいた山本志賀高原観光協会長と今後、開催に向けた調査研究に併せてご指導いただくよう要請を申し上げました。

8月30日付で永世名誉町民の蟻川浩雄氏のご息女から、当町の横倉地籍にある父、浩雄氏の所有土地について町への寄贈の申出がありました。故浩雄氏の遺言として町への寄贈を強く要望されているとのことでしたので、検討した結果、ご寄附を受けることにいたしました。今後の活用については検討してまいりたいと思います。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、季節の変わり目、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（山本光俊君） これにて令和2年第5回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 3時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員